

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区築地四丁目1番1号東劇ビル		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 松竹株式会社 代表取締役社長 迫本 淳一 電話03-5550-1533					
平成23年9月30日							
主たる業種	映画・ビデオ製作業	細分類番号	4 1 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	基準年度に対して年平均で3.1%の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	不動産部事業不動産分室京都地区技術グループによる基本方針の推進						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,262.8 トン	3,047.6 トン	3,047.6 トン	3,047.6 トン	-6.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,145.1 トン	3,047.6 トン	3,047.6 トン	3,047.6 トン	-3.1 パーセント	
	目標の根拠	外灯及び看板灯の点灯時間見直し及び冷暖房の設定時間の見直しにより、基準年度に対して年平均3%以上の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	映画館	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	6.79	6.35	6.35	6.35	-7.35 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	外灯及び看板灯の点灯時間見直し及び冷暖房の設定時間の見直しにより、改善を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		16.0 パーセント	25.0 パーセント	25.0 パーセント	25.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	外灯及び看板灯の点灯時間見直し。冷暖房の設定時間の見直し。					
	(24)年度	外灯及び看板灯の点灯時間見直し。冷暖房の設定時間の見直し。					
	(25)年度	外灯及び看板灯の点灯時間見直し。冷暖房の設定時間の見直し。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容						
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。